

その他の建設業－その他におけるその他の装置、設備を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	16~17	タワーダクト内で耐火物の解体作業終了後、足場上から解体工具のブレーカーを片付けている時、1段上の足場上から10Kブレーカー（約10kg）が落下して右肩に当たり被災した。	51	1～9
4	13~14	駐車場機械敷地にて機械を分解した時、機械を支えた木のブロックがずれていたため部品をはずしてバランスが悪くなり、機械が倒れかかった。	76	1～9
4	9~10	畜産用換気扇取付をするため換気扇を運ぶ途中、風が吹いてファンが回って羽根の先端が右手の甲（中指）に当たり負傷した（作業用手袋着用）。手の甲の腫れと痛みが引いた後も中指が動かず、筋が切れていることが分かった。	56	1～9
5	16~17	園芸作業土場において、剪定した木の枝をチップパーを用いてチップにする作業中、チップパーのモーターベルト部に木の葉が被り、左手でどけようとした際に誤ってベルトに巻き込まれ、小指を脱臼し、左手薬指付け根付近と端を切創し出血した。	37	1～9
6	11~12	休転作業で使用のリース品返却及び工場内片付け作業中に、工事で発生した古ベルトが工場内に放置されているため、2名にて古ベルトをシャーリングで切断しようとしていた。シャーリングに古ベルトを押し込んでいる際、鉄板送り用のローラー付テーブル（幅1150×奥行200×高さ850、重量約70kg）が、ベルトと接触し倒れ、作業員2名の右足甲が挟まれた。	22	50～99
9	12~13	継手漏洩予防対策のご工事において、被災者は午前中、道路の堀削作業を行っていた、堀削作業中にスコップを振り上げた際、堀削溝横の消火栓の鉄蓋に右手小指を接触した。当日の作業はそのまま継続して行った、作業完了後に現場監督に右手小	64	1～

		指を痛めたことを報告した。後日、被災者より痛みがひかず病院にて診察を受けたところ、右手小指の付け根骨折と診断されたものである。		9
10	10~ 11	地下1階設備機械室内で既設の膨張タンク（600φ×1923H タンク容量500?）を4人で押さえながら傾けたところ、膨張タンク内のゴムが破損していた事に気がつかず想定外の水（500?程度）が入っていた為、4人では支えきれず膨張タンクが横倒しになり少し転がった時に、作業員1人の右足が膨張タンクと床の間に挟まれた。原因として、通常はチェーンブロック等の工具を使用して撤去をするが、今回撤去する膨張タンクがステンレス製であった為、職長が軽いと判断し人力での作業で進めてしまった。	44	1 ~ 9
12	15~16	出張中、供試体（舗装の耐久性評価のためのもの）作製室で、敷均し装置の清掃作業中、装置内にあるスクリューが回転し、右足を損傷した。	64	1 ~ 9
12	11~12	清掃の為、残圧の抜き取りをマンホールの微開放にて行っていた所、マンホールを仮止めしていたボルトが外れ、タンクの内残圧により、マンホールが外れ、それにより作業員が転倒し怪我をした。レシーバータンク開放清掃のための残圧処理に対し、マンホール開放手順に不備があった。レシーバータンクには、残圧抜き取り用の装置は無く、他の安全に残圧を抜き取る手順を誤ったと思われる。又、マンホール仮止め用ボルトの取り付け方法にも不備があったと思われる。	49	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html